

指定居宅介護支援事業所「れいんぼー」重要事項説明書

《令和 年 月 日現在》

これは、指定居宅介護の開始にあたって契約締結を行う際、厚生省令第38号に基づいて、当事業者があらかじめ説明しなければならない事項を記したものです。

1. サービスについての相談窓口

電話 0744-45-1254

担当 村井孝子

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 事業者の概要

法人名	社会福祉法人 桜井市社会福祉協議会
代表者名	会長 福井 達郎
法人所在地 (連絡先)	奈良県桜井市大字栗殿 1000-1 TEL 0744-42-2724 FAX 0744-46-5052
事業内容	社会福祉を目的とする事業

3. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業所の名称、所在地及びサービス提供地域等

事業所名称	社会福祉法人桜井市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所「れいんぼー」
介護保険事業所番号	奈良県2970600256号
事業所所在地	奈良県桜井市大字桜井535番地の1
サービス提供地域	桜井市

(2) 職員の体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者兼介護支援専門員	主任介護支援専門員	1名	名	1名
介護支援専門員		名	名	名

(3) 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

※ ただし、12月29日～1月3日、その他会長が必要と認めた日は休業

(4) 運営の方針

- ①当事業所は、利用者の委託を受けて、利用者が可能な限り在宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して支援を行います。
- ②事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選に基づき、適切な保健、医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合かつ

効率的に提供されるように配慮を行います。

- ③事業者は指定居宅介護支援の提供に当っては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないように、公正中立に行います。
- ④指定居宅介護サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者と連絡調整、その他の便宜を提供します。

4. 居宅介護支援の申し込みから提供までの流れと主な内容

申込み ⇒ 全体像と課題把握(利用者宅訪問) ⇒ 課題分析 ⇒ 主治医、各サービス提供事業者等との意見交換と調整 ⇒ 居宅サービス計画(ケアプラン)作成 ⇒ 居宅サービス計画書を利用者に提示、介護計画と利用料を説明 ⇒ 利用者の了承 ⇒ 契約の締結 ⇒ サービスの提供開始

5. 利用料金

- (1) 要介護または要支援者として認定された方は、介護保険で全額給付されるので、自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月あたり下記の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日保険者(桜井市)の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

① 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護 1・2 10,860 円 要介護 3・4・5 14,110 円

② 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 5,440 円 要介護 3・4・5 7,040 円

③ 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2 3,260 円 要介護 3・4・5 4,220 円

④ 加算を算定した場合

初回加算	<u>1ヶ月につき</u>	<u>3,000 円</u>
入院時情報連携加算 (I)	<u>1ヶ月につき</u>	<u>2,500 円</u>
入院時情報連携加算 (II)	<u>1ヶ月につき</u>	<u>2,000 円</u>
退院・退所加算 (I) イ	<u>入院または入所期間中 1 回</u>	<u>4,500 円</u>
退院・退所加算 (I) ロ	<u>入院または入所期間中 1 回</u>	<u>6,000 円</u>
退院・退所加算 (II) イ	<u>入院または入所期間中 1 回</u>	<u>6,000 円</u>
退院・退所加算 (II) ロ	<u>入院または入所期間中 1 回</u>	<u>7,500 円</u>
退院・退所加算 (III)	<u>入院または入所期間中 1 回</u>	<u>9,000 円</u>
緊急時等居宅カンファレンス特定事業所加算	<u>1 回</u>	<u>2,000 円</u>
ターミナルケアマネジメント加算	<u>1ヶ月につき</u>	<u>4,000 円</u>
通院時情報連携加算	<u>1ヶ月につき</u>	<u>500 円</u>
特定事業所加算 (I)	<u>1ヶ月につき</u>	<u>5,190 円</u>

特定事業所加算（Ⅱ）	1ヶ月につき	4,210円
特定事業所加算（Ⅲ）	1ヶ月につき	3,230円
特定事業所加算（A）	1ヶ月につき	1,140円
特定事業所医療介護連携加算	1ヶ月につき	1,250円

（2）解約料

利用者は、いつでも契約を解約することができますが、解約をする時期によっては、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	要介護1、2	10,860円
	要介護3～5	14,110円
保険者へ「給付管理票」を提出した後に解約した場合	料金は一切かかりません	

6. 居宅介護支援の提供にあたって

（1）居宅サービスの計画作成の支援について

- ①利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して解決すべき課題を把握します。
- ②当該地域における指定居宅介護サービス事業所等に関するサービスの内容、当該事業所をケアプランに位置付けた理由の説明、利用料等の情報を適切に利用者及びその家族に提供し、利用者に複数の事業所の紹介を求めることが可能である旨の説明を行い、サービスの選択を求めます。
- ③提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅介護支援について、その種類、内容、利用料について利用者及びその家族に説明し、利用者から居宅サービス計画書に同意を得ます。
- ⑤介護支援専門員は障害福祉制度（障害者総合支援法）の相談支援専門員との密な連携に努めます。
- ⑥その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。
- ⑦介護支援専門員訪問頻度：最低1ヶ月に1回とし、計画の実施状況及び利用者の自立した日常生活を支援するうえで解決すべき課題を継続的に把握、評価するために、必要に応じて随時訪問します。
- ⑧居宅介護支援サービスの提供にあたり、当事業所が前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画（ケアプラン）総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、及び地域密着型通所介護の記載された割合、並びに前6ヶ月間に作成したケアプランに記載された訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一のサービス事業者によって提供された割合を、別途資料にて説明をします。

（2）平時から医療機関との連携促進について

- ①居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先の医療機関に提供するよう依頼します。
- ②利用者が訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリテーションの医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て意見を求めた主治医等に対しケアプ

ランの交付をします。

- ③介護サービス提供事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等に際し介護支援専門員自身が把握した利用者の状況等について介護支援専門員から主治の医師や歯科医、薬剤師に必要な情報を伝達します。

7. 虐待防止に関して

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者の選定及び設置（事業管理者とします）
- ②成年後見制度の利用支援
- ③苦情解決体制の整備
- ④虐待の防止のための定期的な研修の実施
- ⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを行政機関等に通報します。

8. 身体拘束について

原則として利用者に対する身体拘束は行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者本人・家族等に対して説明し同意を得た上で、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。

9. 衛生管理等について

事業所において感染症の発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を行います。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- ③従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期的な実施

10. 業務継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

11. サービス利用にあたっての禁止事項（利用者・介護支援専門員）

- ①暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ②パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- ③写真や動画撮影、録音等を無断で行うこと

1 2. 緊急時の対応方法について

サービスの提供中に状態の変化等があった場合、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡いたします。

1 3. 事故発生時の対応について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、桜井市、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 4. サービスに関する苦情

当事業所の提供している居宅介護支援サービスに関するご相談、苦情を承ります。

当事業所の窓口	電話番号	0744-45-1254
	FAX番号	0744-46-5068
	担当者名	村井孝子
桜井市の窓口	所在地	奈良県桜井市大字栗殿432-1
	電話番号	0744-42-9111
	担当課	桜井市福祉保健部高齢福祉課介護保険係
公共団体の窓口	所在地	奈良県橿原市大久保町302番地の1 奈良県市町村会館5階
	電話番号	0744-21-6811
	フリーダイヤル	0120-21-6899
	FAX番号	0744-21-6822
	担当課	奈良県国民健康保険団体連合会事業課介護苦情係

居宅介護支援サービスの提供開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所 奈良県桜井市大字桜井535番地の1
社会福祉法人桜井市社会福祉協議会
指定居宅介護支援事業所「れいんぼー」

説明者 管理者 村井孝子 印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印

居宅介護支援 サービス利用割合等 (別紙)

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	52%
通所介護	25%
地域密着型通所介護	26%
福祉用具貸与	64%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ケアセンターカインド蓄	46%	ヘルパーステーション れいんぼー	22%	まるはし	15%
通所介護	デイサービスグランビレッジ倉橋	48%	レッツ倶楽部 桜井	23%	デイサービスやまのべ	18%
地域密着型通所介護	デイサービスめぐり逢い	31%	デイサービス 向日葵	31%	グランビレッジ倉橋	28%
福祉用具貸与	エンジョイ	58%	福祉用具マザーズ	14%	トーマス	13%

③判定期間 (令和6年度)

前期 (3月1日から8月末日)

後期 (9月1日から2月末日)

【事業所】 奈良県桜井市大字桜井 535 番地の 1
社会福祉法人桜井市社会福祉協議会
指定居宅介護支援事業所「れいんぼー」

説明者 管理者 村 井 孝 子 ㊞

令和 年 月 日

私は、本書面により、事業所から居宅介護支援の提供に際して上記の内容について説明を受け、同意しました。

【利用者】 住所 _____
氏名 _____ ㊞

【署名代行者】 住所 _____
氏名 _____ ㊞